

第1回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年7月20日(水) 午前10時00分より

於：島原市有明総合文化会館 2階多目的ホール1

1. 開会日時 令和2年7月20日(水) 10時00分
2. 閉会時間 令和2年7月20日(水) 11時13分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 議題
 1. 島原市農業委員会会長の互選について
 2. 島原市農業委員会会長代理の互選について
 3. 島原市農業委員会委員の議席について
 4. 一般社団法人 長崎県農業会議会員の承認について
 5. 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
 6. 島原市農業再生協議会委員の推薦について
 7. 行政視察検討委員の選考について
 8. 総会の開催日及び現地調査について
7. 議案
 - 第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

午前10時00分開始

仮議長

それでは、ただ今より、第1回農業委員会総会を開催いたします。

ご質問、ご意見がある場合は、挙手の上、議席番号と氏名を言い、議長の指名を受けてから、起立の上、ご意見・ご質問を述べて下さい。

また、農業委員会等に関する法律第14条に「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」と規定されており、総会での審議内容や、議案書の内容が漏れないようお願いします。

議案書類を処分する場合は、事務局に提出して下さい。事務局で処分します。

初めに、議事を進めるに当たりまして、仮議席を指定いたします。

仮議席は、私の右手側から1番とし、現在、着席されている席を仮議席に指定いたします。

仮議長

それでは、議題1、島原市農業委員会会長の互選についてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と規定されています。

前回まで、地方自治法第118条の普通地方公共団体の議会において行う指名推薦の規定を準用し、選考委員による指名推薦の方法で、行われております。

具体的には、安中地区、中央地区、杉谷地区、三会地区、大三東地区、湯江地区からそれぞれ1名、計6名の選考委員で選考していただいております。今回も、このような方法で行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

仮議長

ご異議なしと認め、選考委員による指名推薦による方法とし、安中地区、中央地区、杉谷地区、三会地区、大三東地区、湯江地区からそれぞれ1名、計6名の選考委員で選考することに決定します。

それでは、各地区別に協議の上、選考委員を決定し、事務局へ報告して下さい。

しばらく休憩します。

(休憩)

仮議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員が決定し、事務局に報告がありましたので、事務局から報告をお願いします。
事務局。

事務局

選考委員を報告いたします。

安中地区・・・・委員、中央地区・・・・委員、杉谷地区・・・・委員、三合地区・・・・委員、大三東地区・・・・委員、湯江地区・・・・委員です。
以上6名の方です。

仮議長

選考委員については、事務局の報告のとおりです。

それでは、選考委員の方は、2階会議室にて、会長候補の選考をお願いします。
しばらく休憩します。

(休憩)

仮議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは選考委員会の結果を報告いたします。

協議の結果、会長を・・・・委員にとということで、選考委員の満場一致で推薦することに決定いたしましたので、ご報告します。

仮議長

ただいま、選考委員長より、報告がありました・・・・委員を島原市農業委員会会長に決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

仮議長

ご異議なしと認め、・・・・委員を会長に決定します。

この席に・・・・委員がいらっしゃいますので、会長に当選されたことを告知します。
自席で結構ですので、会長の就任挨拶をお願いします。

議長

ただいま、島原市農業委員会の会長を仰せつかりました・・・です。

よろしく申し上げます。

農業委員会の業務は、農地の貸し借りや、転用等を含めた農地の利用調整、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消など、農地にまつわる多くのことに、携わることになります。

皆様と農地利用最適化推進委員のご協力を得ながら、農業委員会業務を遂行してまいりたいと思います。

皆様のご協力のほど、よろしく申し上げます。

簡単ではありますが、会長の就任の挨拶といたします。

仮議長

これで、仮議長としての私の職務が終了しましたので、議長を交代します。

皆様のご協力により議事進行を無事に終えることができました。

ありがとうございました。

事務局

・・・委員、長時間に渡り、仮議長を務めていただき、ありがとうございました。

それでは、島原市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり議事を整理するとなっていますので、・・・会長、議長席に申し上げます。

議長

それでは、議事を進めてまいります。

議題2、島原市農業委員会会長代理の互選についてであります。選出方法につきましては、会長の場合と同じく、選考委員による指名推薦の方法で行うこととし、選考委員は、先程、会長を選考頂いた選考委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認め、指名推薦の方法で行うこととし、会長を選考頂いた選考委員で行うことに決定します。

選考委員の方は、2階会議室において、会長代理の選考をお願いします。

しばらく休憩します。

(休憩)

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。
選考委員長より、選考結果を報告してください。

選考委員長（・・・委員）

選考委員会の結果を報告します。会長代理を・・・委員ということで、選考委員の満場一致で会長代理に推薦することに決定しましたので、ご報告いたします。

議長

ただいま、選考委員長より、報告がありました・・・委員を会長代理に推薦がありましたが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長

ご異議なしと、認め・・・委員を会長代理に決定します。
ここに・・・委員がいらっしゃいますので、会長代理に当選されたことを告知します。自席で結構ですので、会長代理の就任挨拶をお願いします。

会長代理（・・・委員）

ただいま、会長代理を仰せつかりました・・・です。
新会長を補佐しながら、農業委員会の職務がスムーズに行えるよう働きたいと思っております、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議長

次に、議題3、島原市農業委員会委員の議席については、島原市農業委員会会議規則第6条の規定により、「くじ」で決めることになっております。

なお、議席の関係から、会長を1番、会長代理を19番とすることよろしいでしょうか。
（「異議なし」との声あり）

議長

異議なしと認めます。
事務局が「くじ」を持っていきますので、そのままお待ちください。
それでは、仮議席1番の方から、順に「くじ」を引いて下さい。
引いた「くじ」の番号を事務局へ報告していただき、休憩後は、引いた番号の席へお座り下さい。

全議席が決定するまで、しばらく休憩します。

(休憩)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

各議員の議席が確定しましたので、事務局より報告をお願いします。お手元の資料2 仮議席一覧表の右端の議席番号の欄に、ご記入をお願いします。事務局。

事務局

抽選の結果を報告いたします。

・・・・ 委員 4番、・・・・ 委員 9番、・・・・ 委員 16番、・・・・ 委員 10番、・・・・ 委員 6番、・・・・ 委員 14番、・・・・ 委員 3番、・・・・ 委員 13番、・・・・ 委員 1番、・・・・ 委員 2番、・・・・ 委員 12番、・・・・ 委員 11番、・・・・ 委員 17番、・・・・ 委員 18番、・・・・ 委員 5番、・・・・ 委員 8番、・・・・ 委員 19番、・・・・ 委員 7番、・・・・ 委員 15番 です。

以上、報告いたします。

議長

各議員の議席については、ただいま、事務局から報告された議席に決定します。

議席番号が決定しましたので、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項において、議長が指名することになっておりますので、・番・・・・委員と、・番・・・・委員を指名します。

それでは、議題4 一般社団法人 長崎県農業会議会員の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

一般社団法人 長崎県農業会議の会員は、一般社団法人 長崎県農業会議定款第6条第4項に「県内各農業委員会の会長又は、農業委員会が指名した農業委員を会員とする」と規定されており、本市では従来より、会長が一般社団法人 長崎県農業会議会員として、委員皆様の承認を得て、就任されております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、会長が一般社団法人 長崎県農業会議会員となることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

議長

ご異議なしと認め、会長が一般社団法人 長崎県農業会議の会員となることに決定します。

議長

次に、議題5「島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」から議題7「行政視察検討委員の選考について」の選出については、関連していますので、一括して提案します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議題5 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、説明します。

島原市農業振興地域整備促進協議会より、6名の推薦依頼がっております。

島原市農業振興地域整備促進協議会は、本市の農業振興地域農振農用地の農用地指定の変更等を審議して頂くもので、委員の任期は、令和2年8月1日より、令和4年7月31日までの任期となっております。

次に、議題6 島原市農業再生協議会委員の推薦について、説明します。

島原市農業再生協議会からは、各地区1名の計6名の依頼がっております。

島原市農業再生協議会につきましては、稲作転換等の配分や転換水田の確認等が主なもので、委員の任期は、令和4年3月31日までの残任期間となっております。

なお、島原市農業振興地域整備促進協議会及び島原市農業再生協議会のどちらも6名の推薦依頼ですので、各地区から1名出させていただいております。

次に、議題7 行政視察検討委員の選考について、説明します。

行政視察検討委員の業務としましては、1年目と3年目におきまして、先進的な農業を行っている他市町等を研修する際の場所、日時を検討していただくためのもので、会長、会長代理及び各地区より1名を選考していただいております。

委員の選考につきましては、各地区ごとに話し合ってください、「農業委員 各種専門委員名簿」に記入していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

議題5から議題7までの各委員の選考をお願いいたします。

しばらく休憩します。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます
事務局より報告をお願いします。

(事務局)

議題5から議題7までの各委員の選考結果について報告します。

初めに、議題5の農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、報告いたします。安中地区・・・委員、中央地区・・・委員、杉谷地区・・・委員、三会地区・・・委員、大三東地区・・・委員、湯江地区・・・委員です。

つづきまして、議題6の島原市農業再生協議会委員です。

安中地区・・・委員、中央地区・・・委員、杉谷地区・・・委員、三会地区・・・委員、大三東地区・・・委員、湯江地区・・・委員です。

つづきまして、議題7の行政視察検討委員です。

安中地区・・・委員、中央地区・・・委員、杉谷地区・・・委員、三会地区・・・委員と・・・会長、大三東地区・・・委員、湯江地区・・・委員と・・・会長代理です。

整理した名簿については、次回総会時にお渡しいたします。

議長

議題8 総会の開催日及び現地調査について、事務局の説明を求めます。

事務局

初めに、総会の開催日及び現地調査日については、お手元に配布しております、令和2年度総会及び現地調査日程予定に記載しておりますので、確認ください。

また、現地調査については、これまでと同じように会長及び会長代理を除いた旧島原地区から農業委員1人、推進委員1人、旧有明地区から農業委員1人、推進委員1人の4人で現地調査を行いたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長

只今、説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長

会長及び会長代理を除いた旧島原地区から農業委員1人、推進委員1人、旧有明地区から農業委員1人、推進委員1人の4人で現地調査を行うことに決定します。
7月の現地調査について事務局より報告をお願いします。

事務局

7月の現地調査は、明後日7月22日水曜日になります。連日の出席で申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

推進委員への委嘱が済んでおりませんので今回に限り、農業委員4人をお願いしたいと思います。

現地調査員は、・番・・・・委員、・番・・・・委員、・番・・・・委員、
・番・・・・委員をお願いしたいと思います。

集合場所と時間ですが、午後1時30分に有明庁舎農業委員会にご集合下さい。

現地調査の要領については、現地で説明します。

また、次回の総会は7月29日（水）の午後3時に開催します。

会場は、有明庁舎3階大会議室です。

議長

それでは、議案の審議に移ります。

第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について説明します。

農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会等に関する法律第17条に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されております。

農地利用最適化推進委員の任期が7月19日までとなっており、次期推進委員を委嘱する必要がありますので、改選前の農業委員と協議し、農地利用最適化推進委員候補者を内定していただいております。

候補者名簿は、お手元の第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について に記載のとおりです。

議決いただきましたら、7月29日の第2回総会で委嘱状の交付を行う予定としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱については決定すること
でよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱については、農地利
用最適化推進委員候補者名簿の方を委嘱することに決定します。

以上で第1回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第1回島原市農業委員会総会を閉会します。

終了時間 午前11時13分